

第13回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2024年10月2日)

I 日時：

2024年10月2日(水) 10:00~11:45

II 場所：

日本公認会計士協会 4階 401会議室/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、片山一夫、
松田千恵子、弥永真生、犬塚誠也(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(委員長)、
武藤智帆(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

◆ タックス・プランニングに関する倫理規則の改正公開草案について

2024年4月に公表されたタックス・プランニングに関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則改正案の概要、当該規定の適用対象、及び導入に当たり認識した課題に対応するための JP 項の新設について、担当副委員長から説明がなされた。

【主なご意見】

- 今回の倫理規則改正案の参考となったタックス・プランニングに関する IESBA 倫理規程改訂は、グローバル企業による租税回避の問題が背景にあるが、中小規模の事業体には関係のない話であると捉えられないよう、今回の規定を導入する背景を丁寧に説明することが必要である。
- 日本における税理士と公認会計士の業務や制度の関係については、一般に理解されていない部分があるため、周知していかなければならない。関係団体とも連携の上、広く周知されるよう働きかけていただきたい。
- 小規模な会計事務所等は税務業務も提供している場合が多いが、今回の改正で求められているような趣旨を理解しているところは少ないのではないかと。資料1の24頁のような表を示して形式的に倫理規則を守らせるのではなく、自主規制としての倫理規則の原則主義の部分を理解し、倫理的なスキルを身に付けて、適切なタ

ックス・プランニング業務を提供する方向性に持って行くことが必要である。

(質問への回答)

- 今回のタックス・プランニングに関する規定の導入については、税理士資格を有する公認会計士が当該規定を遵守することにより、会計プロフェッションとして業務に当たっているという姿勢を示すことができると考えている。今回の規定の導入の背景等については、しっかりアナウンスをしていきたい。

- 企業の税務部門に勤務する組織内会計士が税務業務に従事する場合、当該会計士は、上司の指示に従い、所属する組織に対して税務業務を行うことになるが、当該業務は税務に関する助言業務に該当し、今回の倫理規則の規定が適用されるのか。

(質問への回答)

- 当該業務を提供する場合は、セクション 280「タックス・プランニング及び関連業務」が適用される。
- 資料1の9頁の第380.5 A1項に「タックス・プランニング業務とは、個人か事業体かにかかわらず、依頼人の実務を税効率の高い方法で計画又は構築するように支援することを目的とする助言業務である。」とあるが、支援というと、戦略的にアグレッシブなものを推奨する印象がある。また、タックス・プランニング業務の例示を行っている第380.5 A2項には「① 投資計画、退職後の生活設計又は相続に関する目的を達成できるような税務の構築について個人に助言すること、② 全体的な税金を最小限に抑えるために、事業の所有及び所得の仕組みの構築について、個人事業主に助言すること、③ 全体的な税金を最小限に抑えるために、その国際的な事業活動の構築について、事業体に助言すること、④ 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること、⑤ 税効率の高い方法による損金の活用について助言すること、⑥ 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について事業体に助言すること、⑦ 税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について事業体に助言すること。」とある。当該規定には「構築」のこゝしか触れられておらず、「支援する」については言及されていないため、当該規定の「支援する」という言葉を削除してはどうか。

(質問への回答)

- 構築するのは飽くまでも依頼人であり、その支援を行うのが会員である。そのため、依頼人が実務を構築することを「支援する」ことを目的とする助言業務であるという表現としている。
- 資料1の9頁の第380.5 A2項における例示は、個人、個人事業主又は事業体に対するものとなっている。当該規定は、経営者や個人事業主など関係なく、依頼人に

対して助言するものではないのか。

(質問への回答)

- 第 380.5 A1 項には「個人か事業体かにかかわらず」という文言があり、①は個人のケース、②は個人事業主のケースを説明している。①は典型的な個人に対するアドバイスの例、②は個人事業主に対するアドバイスの例という使い分けをしているため、一律に「依頼人に対して」とした場合、各例示のニュアンスがなくなってしまうため、このような表現としている。
- 資料 1 の 13 頁及び 14 頁における、タックス・プランニング業務の要求事項に関するフロー図について、今後差替え予定との説明があったが、大幅に修正が入る予定なのか。
- (質問への回答)
 - 現在の図に記載している要求事項の内容自体は修正を行わないが、フロー図全体の構成を見直す予定である。
- 資料 1 の 15 頁における「Credible basis (信頼できる根拠)」の訳出に賛成する。会員が判断するための合理的な要素というのがこの言葉の本来の意味であり、他の用語だとニュアンスが変わる可能性がある。
- 税金に関する当局との意見の相違等の背景にあるグローバル企業の不適切な姿勢は、投資家からも疑問視されている。資料 1 の 16 頁にある R380.14 項に記載されているような風評やビジネス上の影響等が生じる際に、職業会計士及び会計事務所等がどこまで責任を負っていたのかについては注視されるため、支援や助言等による会員や会計事務所等の責任の範囲に関する記載について一考いただきたい。
- 資料 1 の 16 頁で解説されているスタンドバック・テストは、いわゆる「integrity risk」や「conduct risk」に密接に関連している。会計事務所等は、会計プロフェッションとして、また資本市場のゲートキーパーとして、資本市場の信頼性を維持するために、会計上違法とまでは言えないが、会計上不適切であると考えられるアグレッシブな会計処理を行ってはならないということを、広範な経済的影響も含めて検討した上で業務を行わなければならないという意味だと解釈している。
- 倫理規則冒頭の「倫理規則に関する手引」は、倫理規則の一部なのか、又はそのガイダンスとして考えるべきなのか。資料 1 の 22 頁の改正案では、当該手引において「セクション 280 においては、会員がタックス・プランニング業務及び関連業務を実施する際に適用される追加的な規定を定めている。」「公認会計士は、税理士法の定めにより税理士登録を行うことにより、タックス・プランニング業務を依頼人に対して提供することができることから、セクション 380 においては、会員が依頼

人に対してタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する際に適用される追加的な規定を定めている。」とあるが、倫理規則のセクション内ではなく当該手引内で規定するだけで、会員に義務を課すことはできるのか。

(質問への回答)

- 「倫理規則に関する手引」は、手引という名称だが、倫理規則の一部である。手引きの中身としては、倫理規則の目的、倫理規則の規範体系、倫理規則の構成や、倫理規則の利用方法など、規則の目的やガイダンスを記載しており、体系の解説を行っているため、今回新たに追加されるタックス・プランニング業務に関する規定についても、手引で示す形を提案している。
- 資料1の26頁の第280.1 JP項は「パート1並びにパート2のうちセクション200及びセクション260の規定は、会員が実施するタックス・プランニング業務及び関連業務にも適用される。」とあり、25頁の第280.3 JP項は「組織所属の会員であっても、税理士の資格においてタックス・プランニング業務及び関連業務を依頼人に対して提供する場合には、セクション380の規定が適用される。」とある。「適用される」という末尾の表現については、「適用することとする」又は「準用する」という表現にしないとその意図を達成できないのではないか。

(質問への回答)

- 記載について検討させていただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上